

鹿児島県警察性犯罪指定捜査員運用要領について（概要）

（令和元年5月21日 鹿捜一第113号）

本通達は、性犯罪被害者の要望に応じて、希望する性別の警察官が被害者からの事情聴取、助言等を適切に行うことにより性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、性犯罪指定捜査員の指定とその運用に関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 指定
- 指定捜査員の任務
- 指定捜査員等の派遣

等である。